

WTO/TBT 協定の概要

WTO/TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）は、ウルグアイラウンドの結果取りまとめられた協定の一つであり、WTO に参加する全加盟国の参加の下、我が国国会の批准を経て 1995 年 1 月発効。目的は、基準・規格やその認証制度が貿易の障害にならないよう制度的な枠組みを整備することであり、ISO/IEC の活動に基づく国際規格（International Standards）や認証制度（Conformity Assessment System）の整合化の重要性を強く認識。

- Article 2 中央政府機関（Central Government Bodies）の強制規格（Regulation）に関連する条項では、2.4 において、国際規格（International Standards）を強制規格の基礎として用いることを義務付け（shall use）。
- Article 4 任意規格（Standards）の制定に関する条項では、4.1 において、加盟国に対し、中央政府標準化機関（Central Government Standardizing Bodies）の規格制定等に関する「適正実施基準」（Code of Good Practice）の受け入れ確保を義務付け（shall ensure）。
また、非政府標準化機関（Non-governmental Standardizing Bodies）等の「適正実施基準」受け入れを確保するため利用し得る妥当な措置をとることも義務付け。
- Article 5 中央政府機関による認証手続きに関する条項では、5.4 において、加盟国が行う技術的規制又は任意規格に対する認証手続きについて、国際標準化機関（International Standardizing Bodies）の定める指針（Guides）又は勧告（Recommendations）を基礎として使用することの確保を義務付け（shall ensure）。
- Article 6 中央政府機関による認証結果の受け入れ（Recognition）に関する条項では、6.1 において、加盟国に対し、国際標準化機関の定める指針又は勧告に従い認定（Accreditation）等を受けた海外の認証機関（Conformity Assessment Bodies）については、十分な技術的能力があると認め、その認証結果の受け入れ確保を義務付け。また、加盟国間で、認証結果の相互承認（Mutual Recognition）交渉を行うことを奨励。
- Annex 3 任意規格の制定等に関する「適正実施基準」では、標準化機関が規格制定の際に満たすべき手続き等を規定。
 - ①貿易の障害となるような規格制定を回避。
 - ②国際規格がある場合は、これを基礎とした任意規格の制定を義務付け。
 - ③国際規格制定への積極的参画の義務付け。
 - ④規格制定に関する作業計画を少なくとも 6 ヶ月に 1 回発表。また、ISO/IEC 情報センターに作業計画の存在を通報。
 - ⑤規格制定前には、少なくとも 60 日の意見受付期間。